

新潟県条例第50号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(占用料の額) 第2条 法第39条第1項に定める占用料の額は、占用の期間（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第19条第1項に規定する占用の期間をいう。以下同じ。）に応じ、別表に定めるところにより算出した額（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号） <u>第4条の5</u> の規定により算定した額を勘案して占用面積1平方メートルにつき1年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。次項において同じ。）とする。この場合において、その額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。 2・3 （略）	(占用料の額) 第2条 法第39条第1項に定める占用料の額は、占用の期間（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第19条第1項に規定する占用の期間をいう。以下同じ。）に応じ、別表に定めるところにより算出した額（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号） <u>第4条の5の2</u> の規定により算定した額を勘案して占用面積1平方メートルにつき1年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。次項において同じ。）とする。この場合において、その額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。 2・3 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。